



平成30年4月から 国民健康保険制度が 変わります



これまで市町村ごとに国民健康保険を運営していましたが、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとするために、都道府県単位へと広域化され、県と市町村が共同で運営する制度に改正されます。**制度が改正される平成30年度以降も、保険税の税率は従来通り市町村ごとに決定します。坂東市の税率は、平成30年度も変更はありません。**

平成30年4月からの茨城県と坂東市の主な役割

茨城県	坂東市
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を茨城県に納付
・ 事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 被保険者証などの発行
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定し公表	・ 標準保険料率を参考に保険税率を決定
・ 保険給付に必要な費用を市町村に支払い	・ 保険税の賦課、徴収
	・ 保険給付の決定、支給

保険給付に関する変更点

変更点

①

被保険者証と高齢受給者証が1枚のカードになります

- これまで、70～74歳の方には、毎年3月に送付する「被保険者証」のほかに、7月に、一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を送付していました。
- 今回の被保険者証更新(平成30年4月)からは、利便性の向上のため、**被保険者証に高齢受給者証の内容も記載した、1枚のカードになります。**
- この変更により、**被保険者証の有効期限を、3月31日(4月1日更新)から、原則7月31日(8月1日更新)に変更**します。(70歳以上の方の負担割合が8月切替のため)

○70～74歳の被保険者証の例

茨城県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 平成 年 月 日 記号 番号
氏名	〇〇 年 月 日 性別
生年月日	〇〇 年 月 日 負担割合 割
適用開始年月日	
世帯主氏名	
住所	茨城県〇〇市
高齢受給者証発効期日	平成 年 月 日
交付年月日	平成 年 月 日
交付者の名称 及び印	茨城県〇〇市△△△ 〇〇市
保険者番号	08〇〇〇〇

○退職被保険者用の被保険者証の例

茨城県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成 年 月 日 記号 番号
氏名	〇〇 年 月 日 性別
生年月日	〇〇 年 月 日 (被扶養者)
適用年月日	
世帯主氏名	
住所	茨城県〇〇市
交付年月日	平成 年 月 日
交付者の名称 及び印	茨城県〇〇市△△△ 〇〇市
保険者番号	6708〇〇〇〇

変更点

②

高額療養費の多数回該当が通算されます

- 過去12か月以内に高額療養費の該当回数が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度について、茨城県内の転居であって、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、**転居前の該当回数も通算**することになり、経済的な負担が軽減されます。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も
引き続きお住いの市町村です。

■お問合せ
保険年金課
☎0297(21)2187